

■ 会議の公開等

- HPCI戦略プログラム推進委員会の会議は、公開することにより検討を公正かつ円滑に実施する上で支障を及ぼすおそれがあることから、非公開とする。
- HPCI戦略プログラム推進委員会の資料は、検討の公正かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれのある事項その他HPCI戦略プログラム推進委員会において非公表とすることが適当であると認める事項を除き、公表する。

■ 議事概要の公表

- HPCI戦略プログラム推進委員会の議事概要は、主査が構成員に諮った上で、これを公表する。ただし、会議の資料が非公表である場合その他特に配慮すべき事項がある場合は、主査が構成員に諮った上で、当該部分の議事概要を非公表とすることができる。

■ 情報開示請求があった場合の情報公開法に基づく対応

- 請求があった時点での情報の取り扱いに応じて対応する。
- 情報公開法における不開示情報の例。
 - ✓ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの(情報公開法第5条2項のイ)